

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
									号	号	号	号	号	号	号	号	号		
10	R5. 1. 27	R5. 2. 6	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 (1) 令和4年4月6日受付建設業許可申請書のうち、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (2) 令和4年4月6日受付建設業許可申請書のうち、常勤役員等の略歴書 (3) 令和4年10月20日受付変更届出書のうち、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (4) 令和4年10月20日受付変更届出書のうち、常勤役員等の略歴書	5	1					1								(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
11	R4. 12. 23	R5. 2. 7	令和3年度「豪雨対策の検討調査」にかかる支出命令書	1	1													-	都市整備局都市基盤部調整課
12	R4. 12. 23	R5. 2. 7	令和3年度鉄道施設安全対策事業に係る支出命令書	3	1					1								第7条第3号 法人の口座情報は、法人等の事業活動を行う上での限られた者しか知り得ない内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局都市基盤部交通企画課
13	R4. 12. 23	R5. 2. 7	3都市整区第776号 令和3年度宅地開発無電柱化推進事業の支払いに係る支出命令書 3都市整区第823号 令和3年度宅地開発無電柱化推進事業の支払いに係る支出命令書 3都市整区第988号 令和3年度宅地開発無電柱化推進事業の支払いに係る支出命令書 4都市整区第34号 令和3年度宅地開発無電柱化推進事業の支払いに係る支出命令書	4	1					1								(7条3号) 法人等の口座情報は、法人等の事業活動を行う上での限られた者しか知り得ない内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地整備部区画整理課
14	R4. 12. 23	R5. 2. 7	支出命令書(4都市建企第97号 R3東京都木造住宅耐震診断事務所登録経費補助金の支出)	1	1					1								(7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建築企画課
15	R5. 1. 24	R5. 2. 7	(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 令和元年10月2日受付建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (2) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第52期及び第53期(閲覧対象部分に限る) 令和4年10月7日受付建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) (3) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第17期、第18期及び第19期(閲覧対象部分に限る) 平成31年2月19日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和元年5月28日受付 変更届出書(役員等の氏名及び専任技術者)(閲覧対象部分に限る) (4) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第59期及び第60期(閲覧対象部分に限る) 令和4年5月16日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和5年1月18日受付 変更届出書(役員等の氏名)(閲覧対象部分に限る) (5) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第17期(閲覧対象部分に限る) 令和3年8月31日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書(別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る)	※	1					1								(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設業課
16	R5. 2. 1	R5. 2. 8	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和5年2月1日現在)	※	1													-	都市整備局市街地建設部建設業課
17	R5. 2. 1	R5. 2. 8	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和5年1月末現在)	※	1													-	都市整備局市街地建設部建設業課
18	R5. 2. 3	R5. 2. 8	建築計画概要書 20多建建二建第2908号 22多建建二建第1636号 22多建建二建第1637号	13	1													-	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
19	R4.12.23	R5.2.9	①3都市整再第867号 令和3年度市街地再開発事業補助金の 支払いに係る支出命令書 ②4都市整再第71号 令和3年度市街地再開発事業補助金の支払いに係る支出命令書 ③4都市整再第64号 令和3年度東京都市街地再開発事業補助金の支払いに係る支出命令書	6	1														都市整備局市街地整備部再開発課	
20	R4.12.23	R5.2.9	4都市整再第47号 令和4年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第48号 令和4年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第61号 令和4年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第76号 令和4年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書	4	1														都市整備局市街地整備部区画整理課	
21	R4.12.23	R5.2.9	3都市整再第674号 令和3年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 3都市整再第950号 令和3年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 3都市整再第987号 令和3年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第46号 令和3年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第50号 令和3年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第58号 令和3年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第73号 令和3年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第74号 令和3年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第75号 令和3年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書 4都市整再第625号 令和4年度土地区画整理助成の支払いに係る支出命令書	10	1					1	1								(7条2号) 個人の口座情報コードにあたっては、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 法人等の口座情報コードにあたっては、法人等の事業活動を行う上での限られた者しか知り得ない内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条3号) 法人等の口座情報は、法人等の事業活動を行う上での限られた者しか知り得ない内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地整備部区画整理課
22	R4.12.23	R5.2.9	④4都市整再第55号 令和3年度公共施設管理者負担金の支払いに係る支出命令書 ⑤4都市整再第84号 令和3年度東京都公共施設管理者負担金の支払いに係る支出命令書 ⑥4都市整再第54号 令和3年度公共施設管理者負担金の支払いに係る支出命令書	6	1						1								(7条3号) 法人等の口座情報は、法人等の事業活動を行う上での限られた者しか知り得ない内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
23	R5.2.6	R5.2.10	役員氏名等届出書	1	1						1	1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条2号) 役員の氏名及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
24	R5.2.6	R5.2.10	審査委員氏名等届出書	4	1						1	1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条2号) 審査委員の氏名、住所、職業及び経歴は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
25	R5.1.30	R5.2.10	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 (1) 令和元年9月10日受付建設業許可申請書 (2) 令和元年9月10日受付建設業許可申請に際して提出された確認資料	※	1						1	1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 法人の事業、財務等に関する内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課
26	R4.12.16	R5.2.14	・令和2年3月27日 東京都景観審議会計画部会意見 ・令和2年5月25日 東京都景観審議会計画部会意見 ・令和3年3月18日 東京都景観審議会計画部会意見	519	1														—	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
27	R5.2.1	R5.2.14	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成30年11月19日受付 第47期 決算変更届出書のうち、変更届出書、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額、損益計算書及び完成工事原価報告書 (2) 令和元年11月19日受付 第48期 決算変更届出書のうち、変更届出書、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額、損益計算書及び完成工事原価報告書 (3) 令和2年11月30日受付 第49期 決算変更届出書のうち、変更届出書、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額、損益計算書及び完成工事原価報告書 (4) 令和3年11月5日受付 第50期 決算変更届出書のうち、変更届出書、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額、損益計算書及び完成工事原価報告書 (5) 令和3年11月11日受付 建設業許可申請書のうち、建設業許可申請書(別紙を除く)、役員等の一覧表、専任技術者一覧表、使用人数及び定款のうち、発起人 (6) 令和4年12月13日受付 第51期 決算変更届出書のうち、変更届出書、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額、損益計算書及び完成工事原価報告書	35	1							1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建設部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
28	R4.12.16	R5.2.14	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月6日付け 大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(31都市政緑協第20号) 令和2年12月25日付け 大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(変更報告書)(31都市政緑協第20.1号) 令和3年6月11日付け 大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(変更報告書)(31都市政緑協第20.2号) 令和2年3月6日付け 大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(31都市政緑協第21号) 令和2年12月25日付け 大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(変更報告書)(31都市政緑協第21.1号) 	519	1													<ul style="list-style-type: none"> (7条2号) 担当者氏名、写真の人物の顔貌、自動車登録番号標及び車両番号標は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 法人における特定の担当者の連絡先は、通常、業務で関係する者のみが知りうる情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、円滑な事務の遂行に支障が出るなど、当該法人の競争上又は事務運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条3号及び4号) 各階平面図、断面図、建物内部の間取りが分かる部分等は、計画段階である建築物等に関する事業者の独自のノウハウが含まれる左記の情報を公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
29	R5.2.4	R5.2.15	<p>都市計画道路の事業認可にあたって、都市計画法施行規則47条でその申請書に添付する実測図について、以下のことを示す文書</p> <ol style="list-style-type: none"> 東京都が現況測量図で良いと認識するに至った根拠となる文書 実測図とは何かについて規定した文書 申請書に添付した現況測量図について法にそった文書かどうかを検証する基準を規定した文書 				1											実施機関では、当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都市基盤部街路計画課
30	R5.2.2	R5.2.15	令和4年4月28日付 BCJ20本建確179変2 上記についての建築計画概要書の付近見取図及び配置図写し	2	1													—	都市整備局市街地建築部建築指導課
31	R5.2.10	R5.2.15	東京都狛江市元和泉2-3285-30,-451における建築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する道に関する協定書、道に関する協定承諾書、協定図、現況写真及び建築基準法第43条第2項第2号許可に関する協定内容説明図	10	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
32	R4.12.20	R5.2.17	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度鐘ヶ淵地区まちづくり検討調査業務委託 令和2年度鐘ヶ淵地区まちづくり検討調査業務委託 上記2点の成果品	418	1						1	1						<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 公にすることにより偽造等がなされ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 	都市整備局市街地整備部防災都市づくり課
33	R4.12.20	R5.2.17	西富久地区市街地再開発組合—解散認可申請書 西富久地区市街地再開発組合—決算報告承認書	640	1						1	1	1					(7条2号) 氏名及び住所は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条2号3号) 西富久地区市街地再開発事業 参加組員床一覽表、区画番号、専有面積、権利種別、表番号、権利者名、家屋番号、新所有者名、負担金の納付金額、登記簿謄本、床価格などは市街地再開発組合、当該参加組員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条3号) 法人の名称、所在地、代表者の氏名などの法人に関する情報法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する情報であって、公にすることにより、本件市街地再開発事業に対する同意状況が分かるなど、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 組合の参加組員に関する事項、仕様書のうち施設建築物の仕様に関わる部分は市街地再開発組合、当該参加組員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 累計の収支決算書、全体事業の収支決算書は市街地再開発の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 図面は公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど犯罪上の支障をきたすため。 印影、自署及び自書は公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
整理番号33について、一部決定に誤りがあったため、令和5年8月10日に処分変更を行いました。																			
34	R4.12.26	R5.2.20	4 都市整再第544号 事業計画の変更認可通知書	476	1													—	都市整備局市街地整備部再開発課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
35	R4. 12. 26	R5. 2. 20	西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合 権利変換計画認可申請書 西麻布三丁目北東地区市街地再開発事業事業計画の変更認可申請書	476	1					1	1	1							(7条2号) 氏名及び住所(地番を含む。)、議長の氏名、議事録署名人の氏名は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条2号又は3号) 従前土地所有者名(東京都及び港区を除く。)、保留床処分金(増床負担金)の金額、確認書に関する添付書類について、権利者が個人の場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。権利者が法人等の場合は、法人に関する財産や資産に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する財産や資産に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の経営状態や経営内容等が明らかとなり、自由な事業活動が妨げられ、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・番号、物件、権利者名、要旨、経緯等、施行者の見解、採否について、意見書の内容が個人に関する情報である場合、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。また、意見書の内容が法人に関する情報である場合、法人又は事業を営む個人の当該事業に関する意見表明に関する情報であって、公にすることにより、意見を異にする立場の者による誹謗や中傷等を受けることをおそれ、関係権利者としての正当な権利を行使することが困難となり、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・再開発組合設立発起人氏名個人である場合には、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 法人である場合には、公にすることにより、本件市街地再開発事業に対する参加状況が分かるなど、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は一般には公にされていない情報であり、当該情報を公にすることによって、対応業務が発生するなど業務に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条3号) 権利変換計画書 第(一)表、第(二)表、第(三)表、第(四)表、第(六)表及び第(七)表 施設建築敷地の価額の概算額、施設建築物の一部の仕上げ表のうち、項目、床、壁、天井、その他等、支出金明細、資金調達計画は市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 印影、自署、図面は公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。施設建築物各階平面、施設建築敷地の平面図は公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課
36	R4. 12. 23	R5. 2. 21	第1回「都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画検討会」の議事録 第2回「都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画検討会」の議事録 第4回「都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画検討会」の議事録	5	1														—	都市整備局都市基盤部交通企画課
37	R5. 2. 10	R5. 2. 21	東京都杉並区の都市計画道路補助221号線の事業認可申請にあたって杉並区が添付した現況測量図が現況を実測し作成した図面であることを根拠づける文書				1												実施機関では、当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都市基盤部街路計画課
38	R5. 2. 8	R5. 2. 21	武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画書(令和4年11月変更認可申請分)	59	1					1									(7条3号) ・資金計画書(2) 支出金明細書の一部・資金計画書(3) 資金調達計画の一部は市街地再開発組合の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため 市街地再開発組合に関する法人の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、同業者等が当該法人が独自に構築した資金計画等に関するノウハウを知ることが可能になるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地整備部再開発課
39	R5. 2. 8	R5. 2. 21	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 令和2年11月4日受付建設業許可申請書のうち、消防設備士免状	1	1					1									(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	都市整備局市街地建築部建設課
40	R4. 12. 23	R5. 2. 21	第3回「都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画検討会」の議事録	5	1					1	1								(7条3号) 当該部分は法人に関わる情報であって、非公表の情報であるため、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条5号) 公にすることにより未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	都市整備局都市基盤部交通企画課
41	R5. 2. 20	R5. 2. 24	西麻布三丁目〇〇の土地[当該土地(2020年1月該当日以降の所有者: 株〇〇 左記法人本社: 新宿区新宿四丁目〇〇)の西側境界は港区特別区道第〇〇〇号に接し、当該土地の南敷地は〇〇が建つ土地]について、 2016年以降現時点に至る迄に、建築基準法第15条の規定に従い、港区の建築主事を經由して、東京都知事が収受した次の(1)並びに(2)に該当の全ての文書等の謄写 (1) 当該土地に建つ既往の建築物を解体工事等により除去する際に、該当者から港区が収受した建築基準法第15条で規定された【建築物除去届】の全ての謄写[当該除去届が複数回に及ぶ場合(該当がある場合の本届出の変更届等を含む)は、その届け出の都度ごとの【建築物除去届】。また、本件の【建築物除去届】に關係して港区が収受した文書(始末書、顛末書の類を含む)の全ての謄写を含む。 (2) 当該土地に対して、該当者から港区が収受した建築基準法第15条で規定された【建築工事届】の全ての謄写				1												当該公文書は、港区建築主事を經由し、港区長あてに届け出るものであるため、都では取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建築企画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
42	R5. 2. 13	R5. 2. 27	<p>(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第59期、第60期、第61期、第62期及び第63期 (閲覧対象部分に限る) 令和3年6月28日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る)</p> <p>(2) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第25期、第26期、第27期、第28期及び第29期 (閲覧対象部分に限る) 令和3年8月17日受付建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る)</p> <p>(3) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第51期及び第53期 (閲覧対象部分に限る) 平成30年5月11日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る)</p> <p>(4) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第1期 (閲覧対象部分に限る) 令和4年5月11日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る) 令和4年10月6日受付 変更届出書 (役員等の氏名) (閲覧対象部分に限る)</p> <p>(5) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第1期、第2期、第3期、第4期及び第5期 (閲覧対象部分に限る) 平成30年3月12日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書 (別紙を除く)、使用人数及び主要取引金融機関名 (閲覧対象部分に限る)</p>	※	1													(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課
43	R5. 1. 8	R5. 2. 28	令和4年7月25日付、4都市建指建第0475号「建築基準法59条の2第1項の規定に基づく許可について」のうち、終日日影が建築敷地内若しくは道路内に収まっていることを示す文書。	1	1						1	1					(7条3号) 本件建築物は建設を予定している段階のものであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる未確定の情報を公にすることは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、本件建築物に関わる事業者の独自のノウハウが含まれる左記の情報は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条5号) 確定した情報として誤解され都民の間に混乱を生じさせる恐れがあるため。	都市整備局市街地建築部建設指導課	
44	R5. 2. 21	R5. 2. 28	東京都建設業許可台帳 (東京都知事許可 令和5年2月21日現在)	※	1												—	都市整備局市街地建築部建設業課	

表の見方
<決定区分>
・開示、一部開示、非開示 (開示しない)、不存在 (文書が存在しない)、存否応答拒否 (文書があるかないかを明らかにしない) のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
<(根拠規定) 条例7条>
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
<公文書の件名>
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
<公文書の枚数>
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。